

訪問型サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		1176 単位	日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		2349 単位	(2) 1 週に 2 回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		3727 単位	日割の場合	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287 単位	287	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	-163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1		(1) 1 週に 1 回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2	23 単位減算		(2) 1 週に 2 回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1		イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	12 単位減算	-12
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2	23 単位減算		(2) 1 週に 2 回程度の場合	-23	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		日割の場合	1 単位減算	-1	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50 月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ	所定単位数の 270/1000 加算		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 170/1000 加算		